

余裕期間制度を活用する工事試行要領

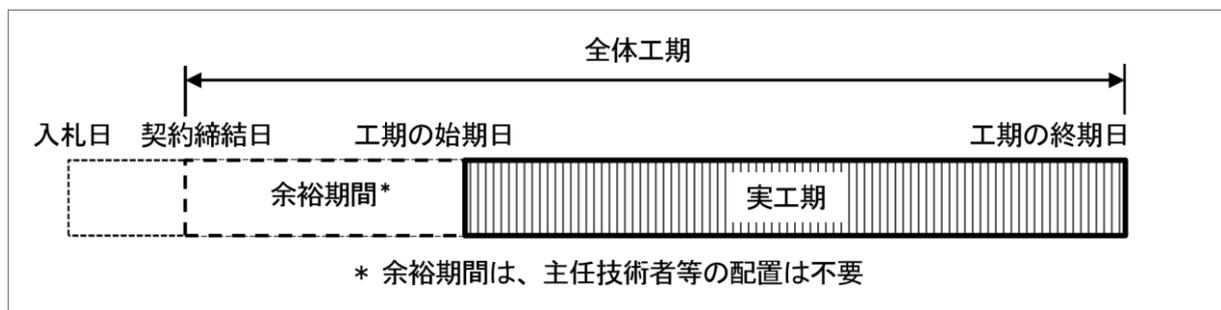
(趣旨)

第1 この要領は、受注者の円滑な工事施工体制の確保及び工事の発注・施工時期の平準化を図るため、平塚市が発注する建設工事の一部において、工事着手前に現場代理人及び主任技術者等（以下「技術者等」という。）の配置を要せず、かつ、工事を実施するために要する資材及び労働者の確保を行うことができる期間を認める制度（以下「余裕期間制度」という。）を試行するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 契約締結日から工期の始期日の前日までの期間をいう。
- (2) 工期（実工期） 対象工事を実際に施工するために必要な期間をいう。また、標準工事日数又は積上げにより算定される日数で、準備及び跡片付けの期間を含む。
- (3) 全体工期 余裕期間と工期を合わせた期間をいう。
- (4) 工期の始期日 工事現場へ技術者等の配置を開始する日をいう。
- (5) 発注者指定方式 発注者が工期の始期日及び終期日を指定する方式をいう。
- (6) 任意着手方式 発注者が示した工期の始期日期限までの間に受注者が工期の始期日を設定する方式をいう。
- (7) フレックス方式 発注者があらかじめ示した全体工期の中で、受注者が工期の始期日及び終期日を設定する方式をいう。



(対象工事)

第3 平塚市が発注する工事のうち、余裕期間制度を適用するものは、次の事項を踏まえ選定する。

- (1) 余裕期間を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 余裕期間を設定した場合に、発注に係る年度内（繰越明許費や債務負担行為等が設定済みの場合は、それぞれ繰越又は債務負担行為に係る期間内）に工期を確保できる工事であること。
- (3) 予算執行において、支障が生じない工事であること。
- (4) 入札公告を行う時点において既に工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されている工事であること。

(5) 次に掲げる工事でないこと。

- ア 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和39年条例第14号)第2条に規定する工事
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号、第8号及び第9号に基づく契約による工事

(発注者による余裕期間の設定等)

- 第4 発注者は、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式から、適用する方式を選定する(別表1)。
- 2 余裕期間の始期は、工期の始期の設定に関する方式の別にかかわらず、契約締結日とする。
 - 3 発注者は、発注者指定方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは、あらかじめ工期の始期日及び終期日を設定するものとする。
 - 4 発注者は、任意着手方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは、あらかじめ、工期(工期の始期日から起算して○日間)及び工期の始期日期限を設定するものとする。
 - 5 発注者は、フレックス方式による余裕期間制度を適用する工事を発注しようとするときは、あらかじめ、全体工期及び工期の始期日期限を設定するものとする。
 - 6 発注者は、工期の始期日又は工期の始期日期限を契約締結日から起算して6ヶ月以内の日としなければならない。

(工事費の積算)

- 第5 工事費の積算は、契約後直ちに着工する工期を基準とした積算方法により行うものとし、実工期を超えた期間に係る積算上の割増しは、行わないものとする。

(経費の負担)

- 第6 フレックス方式に基づく契約により増加する経費は、受注者が負担するものとする。

(入札公告等への記載)

- 第7 余裕期間制度を適用する工事に係る公告文兼入札説明書及び特記仕様書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 余裕期間制度を適用する工事であること及び工期の始期日の設定に関する方式の別
 - (2) 当該入札公告が発注者指定方式による余裕期間制度を適用する工事に係るものである場合は、発注者が設定した工期の始期日又は工期の始期日期限
 - (3) 当該入札公告が任意着手方式又はフレックス方式による余裕期間制度を適用する工事に係るものである場合は、次のア及びイに掲げる事項
 - ア 受注者が契約締結日から工期の始期日期限までのいずれかの日を工期の始期日として設定することができること。
 - イ 契約締結日から受注者が設定した工期の始期日の前日までの期間が余裕期間となること。
 - (4) 余裕期間内は、工事現場への技術者等の配置を要しないこと。
 - (5) 余裕期間内は、第9第7項に規定する行為をすることができないこと。
 - (6) 工期の始期日において、受注者が技術者等を配置できないときは、契約を解除すること。

(7) 工事に係る入札において、低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合に係る次のア及びイに掲げる事項

ア 契約締結日が工期の始期日（任意着手方式又はフレックス方式による余裕期間制度を適用する工事にあつては、工期の始期日期限。以下この号及び第8において同じ。）前の日となるときは、当該工期の始期日は、これを変更しないこと。

イ 契約締結日が工期の始期日以降の日となるときは、余裕期間制度を適用しないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認める事項

(受注者による工期の始期日の設定等)

第8 任意着手方式又はフレックス方式による余裕期間制度を適用する工事の受注者（以下この第8において「受注者」という。）は、契約締結日から工期の始期日期限までのいずれかの日を工期の始期日として設定することができる。

2 受注者は、前項の規定により工期の始期日を設定したときは、同項の工事に係る契約を締結する日までに、その旨及び当該工期の始期日を発注者に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、工期通知書（様式第1号）により行うものとする。

4 受注者が第2項の規定による届出をしなかったときは、受注者は、契約締結日を工期の始期日として設定したものとみなす。

5 受注者は、第2項の規定による届出をした場合に限り、契約締結日から工期の始期日期限までの期間の範囲内において工期の始期日を変更することができる。ただし、受注者が第9第7項に規定する行為を行ったときは、この限りでない。

6 受注者は、前項の規定により工期の始期日を変更しようとするときは、第2項の規定により届出した工期の始期日の7日前までに、発注者と協議しなければならない。

(契約関係の取り扱い)

第9 余裕期間制度を適用する工事に係る契約関係の取り扱いは、次に掲げる事項のとおりとする。

(1) 余裕期間における工事現場の管理は、発注者が行う。

(2) 余裕期間内は、技術者等の設置は不要とする。

(3) 工事請負契約書、その他契約関係書類及び工事関係書類に記載する工期は、全体工期とする。

(4) 一般財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報システム（CORINS）」に登録する「工期」及び「技術者情報 従事期間」は、実工期とするものとし、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請する。なお、余裕期間の短縮等により工事の始期日が変わる場合は、変更があった日から10日以内に、技術者の従事期間の開始日を変更後の工事の始期日に変更登録する。

(5) 工事請負契約約款第10条第1項の規定に基づく、技術者等の通知は、工期の始期日の前日までに提出又は通知するものとする。なお、工程表は全体工期を記載する。

(6) 工事請負契約約款第4条の規定に基づく、契約保証の期間は全体工期を満たすものとし、契約締結日から工期の終期日までを対象とする。

(7) 工事請負契約約款第16条第2項に基づく、工事用地の管理は、工期の始期日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者は工事現場への資材の搬入、現場事務所の

設置、測量その他の工事を実施するための準備行為を行うことができない。ただし、受注者が当該準備行為を行うための資材又は労働者の確保に関する契約を締結することについては、この限りでない。

- (8) 工事請負契約約款第21条に基づく、工期の延長は、発注者が積み上げた日数を原則とし、協議により決定する。
- (9) 工事請負契約約款第34条に基づく、前払い金の請求は、契約締結日以降に、前払い金を請求できるものとする。ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事において、「契約を締結した会計年度については、前払い金を請求することができない」旨の条項を追加した契約については、工期内にあっても、契約年度において前払い金を請求することができない。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、余裕期間の活用について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和6年4月1日以後に公告される工事から適用する。

<別表1>

余裕期間制度に適している工事の一例

| 工種 | 理由 | 適している方式 |
|---|---|---------|
| 河川工事など施工期間が限定される工事 (河川を渡河する橋梁工事等を含む) | 出水期に早期発注が可能となり、余裕を持って材料等の手配でき、非出水期当初から着手できる。 | ①、②、③ |
| 植栽工事 | 樹木の確保に時間を要するため、入手待ちによる時間ロスがなくなる | ②、③ |
| 新技術・新工法や実績の少ない工法を採用する工事 | 橋梁耐震補強など、新技術・新工法や実績の少ない工法を採用することが多い工事では、受注者が施工方法や設計内容の照査に時間を確保できる | ②、③ |
| 継続する工事 | 第1工区施工中にこの制度を利用して、第2工区を発注すれば、空白期間を作らずに施工可能。かつ、第1工区の施工業者(同じ技術者)も入札可能 | ②、③ |
| 材料手配に期間を要する工事 | 加工材料が多く、現場着手までに時間が必要となる工事 鋼矢板等を大量に使用する等、材料手配に期間を要する工事 | ②、③ |
| 大規模な仮設を含む工事 | 現地確認、資材調達、発注者との協議時間などに余裕を与えることで現場の安全が確保できる | ②、③ |
| 機械設備工事 | 機械設備工事は技術者不足で、技術者の配置に余裕をもてるため | ②、③ |

①発注者指定方式、②任意着手方式、③フレックス方式

※本制度は受注者の施工時期の平準化を主たる目的としているため、河川工事等の施工期間が限定される工事を除き、受注者が任意で工期の始期日を設定できる②任意着手方式もしくは③フレックス方式による発注が望ましい。

余裕期間中における作業の可否(一覧)

| | 作業内容 | 可・否 | 備考 |
|---------|---|-----|--|
| 基準 | 余裕期間中は主任又は監理技術者及び現場代理人が配置されていないため、工事の着手及び、工事準備に該当することを行うことはできません。 | | |
| 関係者との協議 | 関係者との協議 | 可 | <ul style="list-style-type: none"> ・協力業者 ・資材メーカー等 |
| | | 不可 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事発注課 ・警察、労基署などの公的機関 ・近隣住民 (近隣の自治会関係者等) |
| 届出書類 | 届出等書類等の作成（現地踏査は不可） | 可 | <ul style="list-style-type: none"> ・足場設置届 ・振動騒音等届出 ・道路使用届 ・道路占用届 ・特定粉じん排出等作業実施届出等 |
| | 書類等の届出 | 可 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約に必要な書類 (請負代金内訳書、工程表等) |
| 市への提出書類 | 発注課、監督課への提出書類の作成 | 可 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施工程表、施工図等各種提出書類 ・近隣説明文（配布不可） |
| | 機器・製作物の図面作成 工場製作物（市中期レベル）の手配 （メーカー製品など元請けの技術管理が必要ない機器単体 照明器具、空調機 タイル等） | 可 | <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書 ・施工体制台帳等 (施工計画の作成は主任・監理技術者の職務：監理技術者制度運用マニュアル参照) |
| | 工場製作 (元請けの技術管理が必要なもの) | 不可 | 現場に合わせた承諾図や打合せが必要なものの |
| | その他 | 可 | |
| | 構造チェック、数量計算 | 可 | |
| | 下請けとの契約 | | |
| | 資機材の準備、購入、手配 | | |

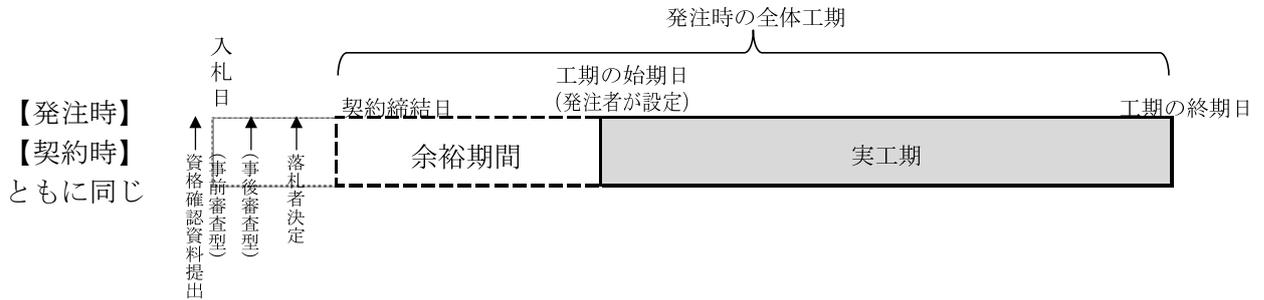
| | | |
|--------------------|----|-----------|
| 技能労働者等の手配 | 可 | |
| 工事看板、掲示板製作 | | |
| 現況写真撮影 | | 現場内の侵入は不可 |
| 既存施設、現場の調査・踏査 | 不可 | |
| 現地測量 | | |
| 現地への資機材搬入 | | |
| 仮設物の設置(工事看板掲示等も含む) | | |
| 樹木の伐採、除草、試掘等 | | |

※余裕期間中の現場立入等は発注者に了解を得る必要があります。(余裕期間中の現場管理責任は発注者側にあることに留意すること。また、現場着手とみなされる行為はできません。)

※監督員との協議が必要な作業を行うことはできません。

[参考図] 余裕期間制度の方式

【発注者指定方式】 発注者が工期の始期日及び終期日を設定する方法



【任意着手方式】 発注者が示した工期の始期日期限までの間に受注者が工期の始期日を設定する方法



【フレックス方式】 発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が工期の始期日及び終期日を設定する方法



様式第1号

工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)
平塚市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

※押印を省略する場合のみ記載

・発行責任者:

連絡先:

・担当者:

連絡先:

次のとおり工期を定めたので通知します。

| | |
|--------|-------------------------------|
| 工事名 | 〇〇〇〇工事 |
| 工事場所 | 平塚市〇〇地内 |
| 契約年月日 | 令和〇年〇月〇日 |
| 工期の始期日 | 令和〇年〇月〇日 |
| 工期 | 工期の始期日から令和〇年〇月〇日まで (〇〇〇日間) |

※契約締結までに提出すること。

